

# 第 1 章 障害福祉計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画策定の概要

### 1 . 計画策定の趣旨と法的根拠

本市は、平成 14 年度に「ひと輝きあうまち・とだ」を基本理念とする新戸田市障害者計画を策定し、その実現を目指し障害者政策を進めてきました。特に障害者の就労については、「総合的な就労支援体制づくり」を重点施策のひとつとして掲げ、「障害者就労等社会参加支援検討委員会<sup>\*</sup>」を設置するなど積極的な取り組みを進めてきました。

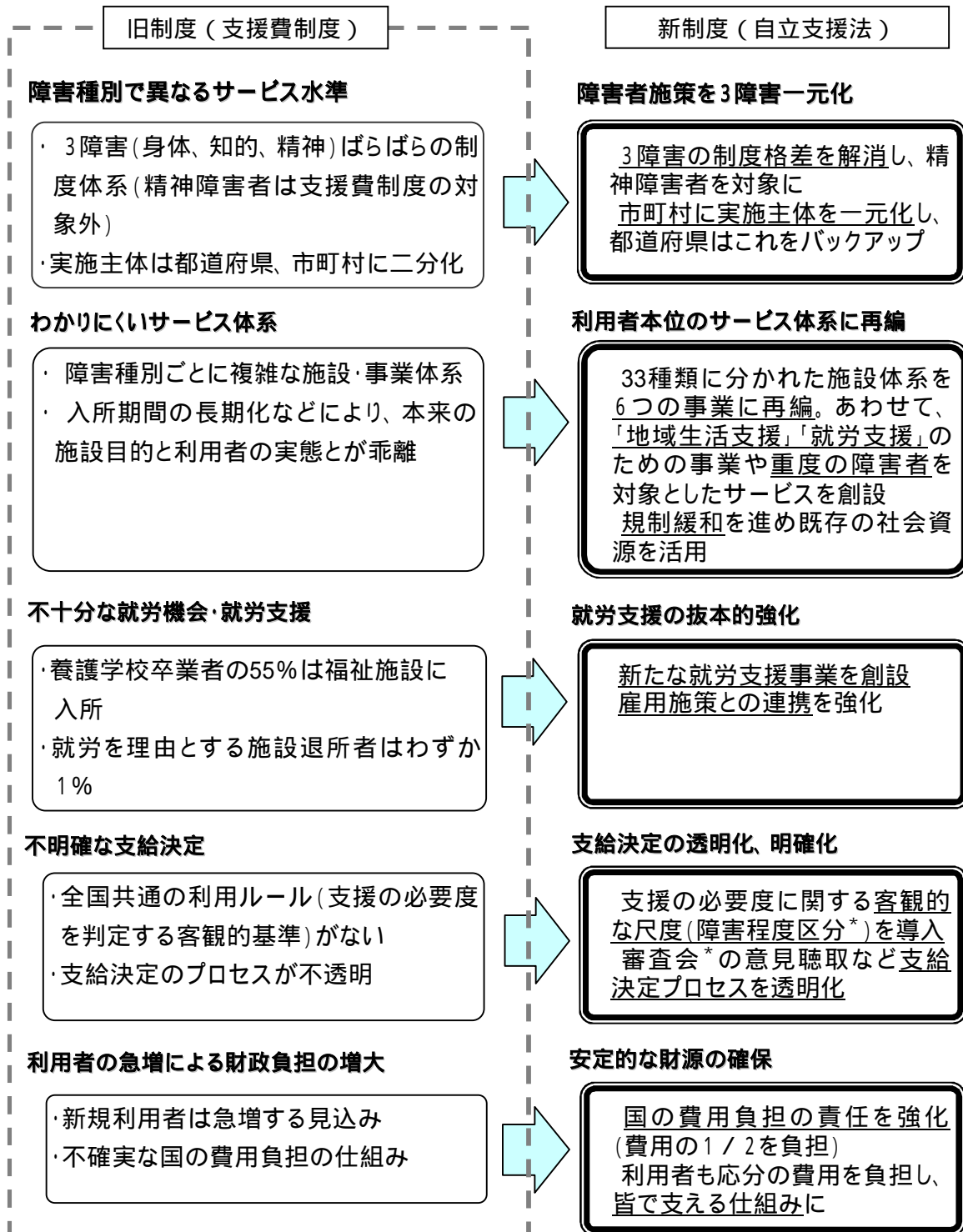
平成 15 年には、行政が障害福祉サービスを決定する仕組み（措置制度）から、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する支援費制度が導入され、障害者が地域生活を営める社会的な環境整備が前進しました。しかし、その一方で、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などの問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念される状況がうまれてきました。

こうした状況を受けて、支援費制度をはじめとする障害福祉施策のあり方そのものの見直しを行い、平成 17 年に、障害福祉サービスの「一元化」や障害者がより「働ける社会」づくりなどを柱に据えた「障害者自立支援法」が制定され、平成 18 年 4 月に施行されました。また、平成 18 年 10 月 1 日からは「障害者自立支援法」に基づく新たな事業体系に移行しました。

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に策定が位置づけられた計画です。

新戸田市障害者計画の基本理念「ひと輝きあうまち・とだ」の実現に向けて、障害福祉サービスの確保と提供基盤の整備、障害者の就労支援の強化等に関する計画的な取り組みについて明らかにするために策定するものです。

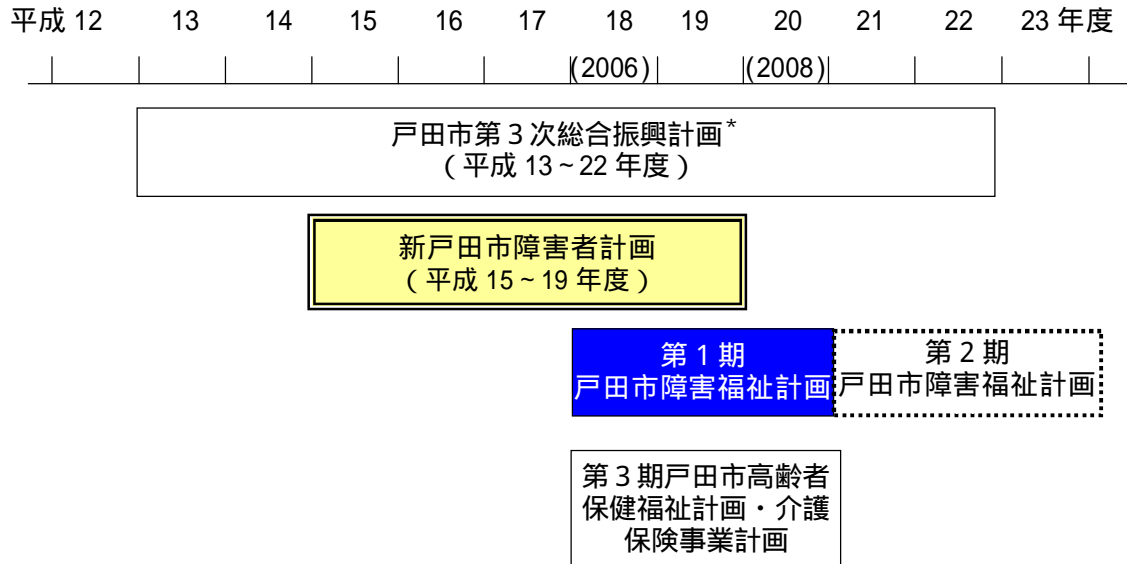
障害者自立支援法による主な狙い



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は平成 18 年度から平成 20 年度の 3 か年です。平成 20 年度末までに必要な見直しを行い第 2 期計画を策定します。

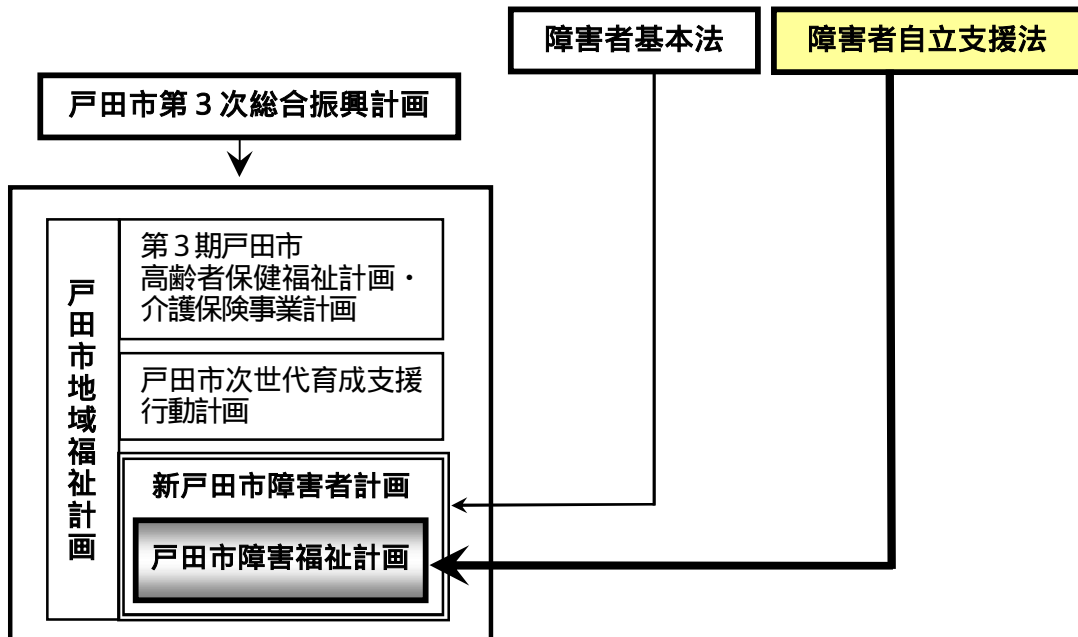
### 計画の期間



## 3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づき、「戸田市第 3 次総合振興計画\*」等と整合した計画として策定した「新戸田市障害者計画」で定めた施策・事業のうち、生活を支援するサービス、就労を支援するサービスの「実施計画」として策定します。

### 上位・関連計画等



## 第2節 計画策定の背景

### 1. 障害者を取り巻く状況

#### (1) 障害者数の増加・障害の重度化

全国の障害者数は、身体障害者が約 352 万人（厚生労働省、平成 13 年「身体障害児・者実態調査」等）、知的障害者が約 46 万人（厚生労働省、平成 12 年「知的障害児（者）基礎調査」等）、精神障害者が約 258 万人（厚生労働省、平成 14 年「患者調査」）と推定されています。それぞれ前回調査と比較すると、身体障害者数は約 60 万人（平成 8 年：約 293 万人）、知的障害者数は 5 万人（平成 7 年：約 41 万人）、精神障害者数は 54 万人（平成 11 年：約 204 万人）増加しています。

今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、これまでに以上に障害者施策の充実が求められています。

#### (2) 障害者の自立意識の強まり

障害者が社会的に保護される立場から、“チャレンジド<sup>\*</sup>”として積極的な生き方を求める傾向が一層強まり、社会の対等な構成員として人権を尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会<sup>\*</sup>づくりが求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働いていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

#### (3) ノーマライゼーション理念の浸透

「ノーマライゼーション<sup>\*</sup>」の理念に賛同する声が多数を占めるようになっていますが、日中、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいえない現状です。その結果、障害者に対する差別・偏見は市民社会に根強く残っています。

ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念実現に向け、施設入所サービスから日中活動サービス、居住サービスへの移行を進め、障害者自立支援法が目指す、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

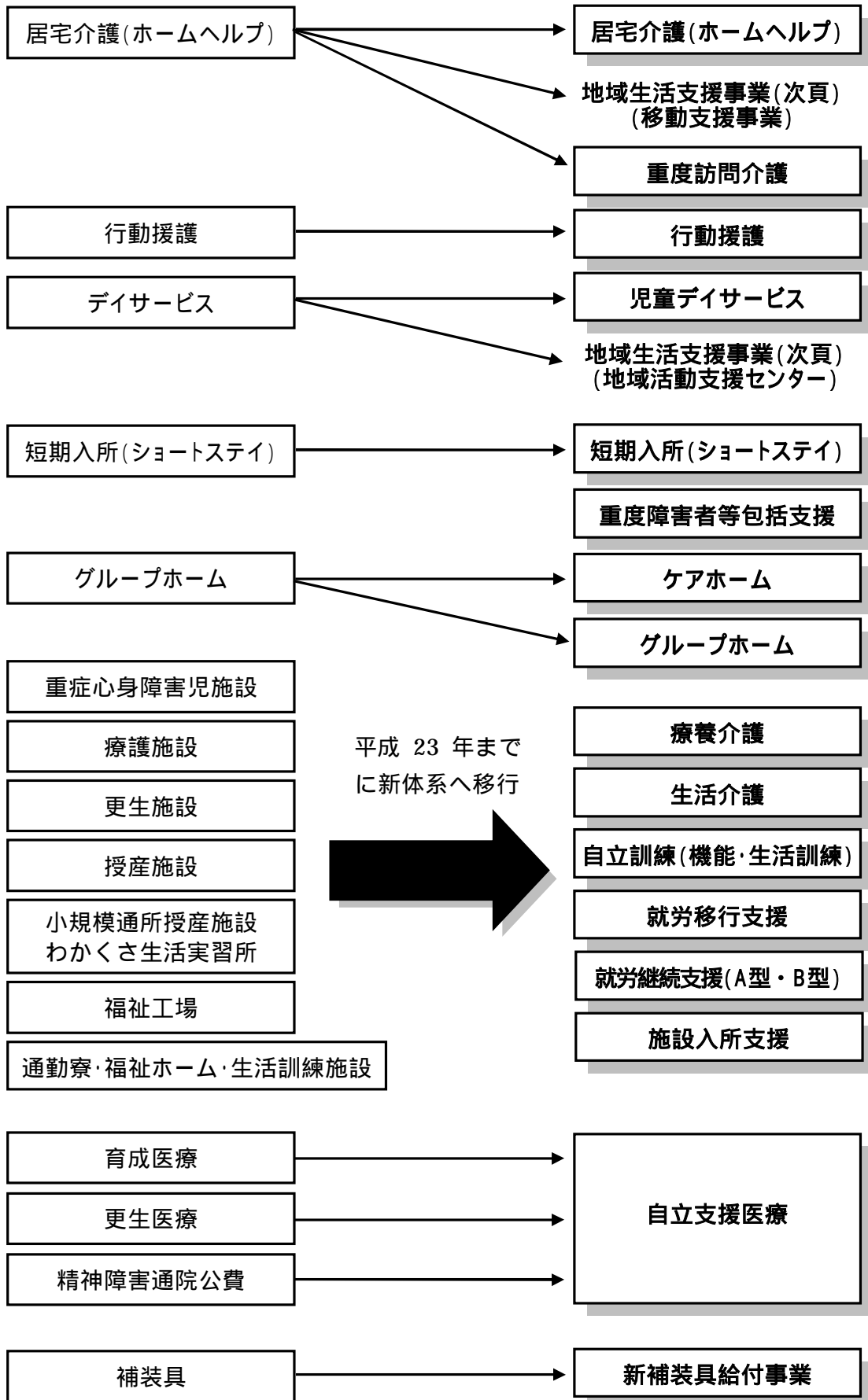
## 2. 新たなサービスの体系

障害種別で33種類に分かれていた障害福祉サービスは、障害者自立支援法により一体化されることになりました。新たなサービスの区分は以下のようになります。

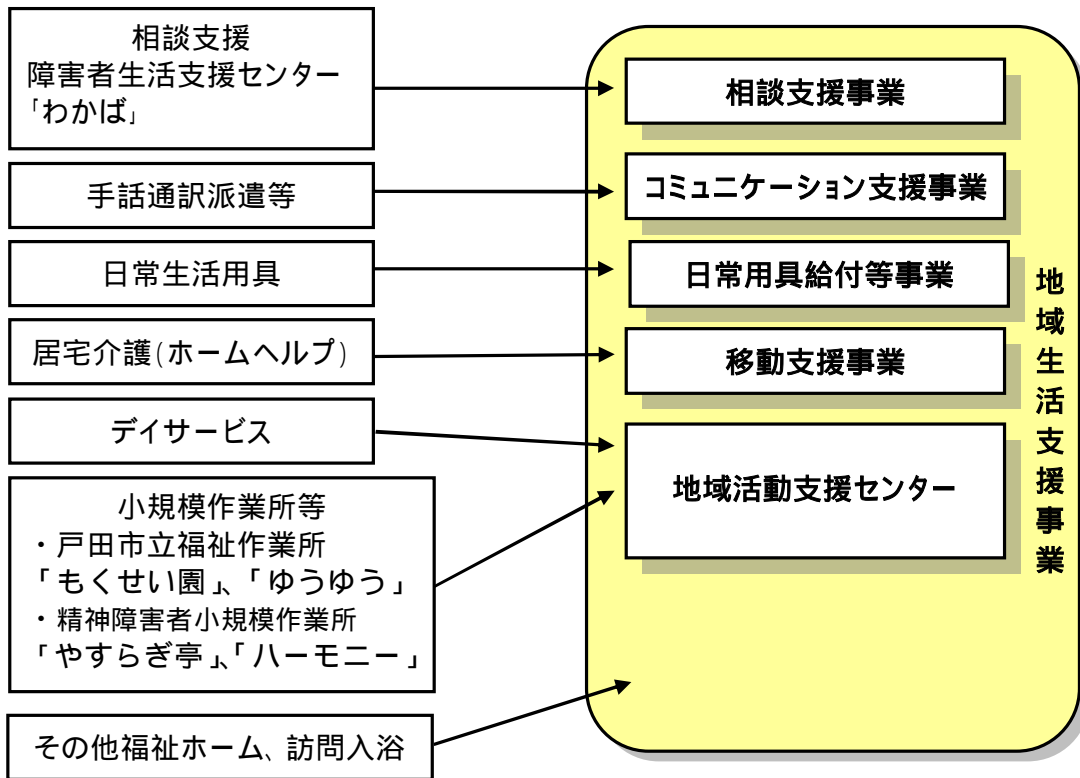
サービスの見取り図

区分	障害福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援		
日中活動系	生活介護 療養介護 児童デイサービス 短期入所（ショートステイ）	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	
居住系	共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）	
その他	自立支援医療		
	補装具		
			相談支援 日常生活用具の給付等 コミュニケーション支援 移動支援 地域活動支援センター その他必要な事業

サービスの再編図



サービスの再編図(つづき)



障害程度区分\*と利用できる介護給付サービス

網掛け部分が対象者

サービス名		障害程度区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)							
	行動援護 注1							
	重度訪問介護 注2							
	重度障害者等包括支援 <注3>							
日中系	短期入所(ショートステイ)							
	生活介護							
	療養介護							
居住系	施設入所支援							
	共同生活介護(ケアホーム)							

- <注1> : 障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の人
- <注2> : 二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便がいずれもできる以外の人
- <注3> : 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な人、最重度知的障害がある人、または障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が15点以上の人
- < > : 50歳以上の人は利用可
- < > : 筋ジストロフィー患者または重症心身障害の人
- < > : 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

### 第3節 サービスの利用状況

#### 1. 支援費サービスの利用状況

支援費制度が始まった平成15年度以降の各障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりです。

##### (1) 居宅生活支援（居宅サービス）

###### 居宅介護（ホームヘルプ）

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	支給決定者数	支給決定時間	支給決定者数	支給決定時間	支給決定者数	支給決定時間
身体障害者	35	1,563	40	1,949	63	2,434
知的障害者	6	142	15	361	31	732.5
児 童	13	1,280	19	1,431	32	1,864.5
精神障害者	4	73	6	95	7	60.5

###### デイサービス

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	実利用人数	実利用日数	実利用人数	実利用日数	実利用人数	実利用日数
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
児 童	1	4	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

###### 短期入所（ショートステイ）

	平成15年10月		平成16年10月		平成17年10月	
	実利用人数	実利用日数	実利用人数	実利用日数	実利用人数	実利用日数
身体障害者	1	25	2	36	2	65
知的障害者	8	292	17	931	22	1,168
児 童	2	13	6	141	17	137
精神障害者	0	0	0	0	0	0



グループホーム

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知的障害者	2	3	4
精神障害者	5	4	4

(2) 施設訓練等支援(施設サービス)

重症心身障害児施設

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
児 童	10	13	18

療護施設

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	12	12	12

更生施設

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	0	2	2
知的障害者	38	39	39

通所部含む

授産施設(小規模含む)

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	9	10	10
知的障害者	6	6	28
精神障害者	0	0	0

通勤寮

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知的障害者	1	1	0

福祉工場

単位：人(支給決定者数)

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
知的障害者	0	0	0
精神障害者	0	0	0

## 生活ホーム

単位：人（利用者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	0	0	0
知的障害者	4	5	6
精神障害者	0	0	0

## 生活訓練施設

単位：人（支給決定者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
精神障害者	0	0	0

## 作業所

単位：人（実利用者数）

	平成 15 年 10 月	平成 16 年 10 月	平成 17 年 10 月
身体障害者	77	74	60
知的障害者	0	0	0
精神障害者	11	8	20

## 2. その他のサービスの利用状況

その他のサービスのうち、地域生活支援事業に移行するサービスの利用状況は以下のとおりです。

サービスごとの利用状況

地域生活支援事業の区分	事業名	単位	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
相談支援事業	障害児(者)地域療育等支援事業	実施箇所数	0箇所	0箇所	1箇所
		延利用者数	0人	0人	1,005人
	成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	実施箇所数	0箇所	0箇所	1箇所
		利用者数	0人	0人	409人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	4件	2件	3件
	自立生活支援用具	件数	31件	23件	17件
	在宅療養等支援用具	件数	9件	8件	5件
	情報・意思疎通支援用具	件数	22件	18件	19件
	排泄管理支援用具	件数	882件	920件	951件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	4件	1件	0件
移動支援事業	居宅介護(ホームヘルプ)事業	実施箇所数	3箇所	6箇所	14箇所
		利用者数	11人	13人	31人
		延利用時間数	1749.0時間	2587.5時間	5059.0時間
地域活動支援センター事業	地域生活支援センター事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
更生訓練費支給事業	更生訓練費支給事業	実施箇所数	2箇所	3箇所	3箇所
		利用者数	0人	3人	3人
就職支度金支給事業	就職支度金支給事業	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数	0人	0人	0人
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業	利用回数	100回	95回	98回
自動車運転免許取得費補助*	自動車運転免許取得費補助金	利用者数	0人	0人	0人
自動車改造費補助*	自動車改造費補助金	利用者数	10人	1人	3人